

鹿児島県立短期大学振興会会則

- (名 称)
- 第1条** 本会は、鹿児島県立短期大学振興会（以下「振興会」という。）という。
- (目 的)
- 第2条** 振興会は、鹿児島県立短期大学における教育の振興を援助し、地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。
- (事 業)
- 第3条** 振興会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 本学の教育研究を通じ地域の向上発展に資するための事業援助
 - (2) 教育文化交流事業等への参加援助
 - (3) 課外活動並びに福利厚生事業への援助
 - (4) 振興基金の造成
 - (5) その他本会の目的を達成するに必要な事業
- (会 員)
- 第4条** 振興会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 正 会 員 本学学生の保護者
 - (2) 賛助会員 本学卒業生及びその保護者、本学の教職員、その他振興会の趣旨に賛同するもの
 - (3) 特別賛助会員 振興会の趣旨に賛同する法人又は団体
- (役 員)
- 第5条** 振興会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1人
 - (2) 副 会 長 3人
 - (3) 常任理事 1人
 - (4) 理 事 35人以内（会長、副会長及び常任理事を含む。）
 - (5) 監 事 2人
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- (役員の仕事)
- 第6条** 役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統轄する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 常任理事は、理事会の会務を処理する。
 - (4) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
 - (5) 監事は、振興会の会計を監査する。
- (役員を選出方法)
- 第7条** 役員を選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 理事及び監事は、会員の中から総会で互選する。
 - (2) 会長及び副会長は、理事の中から理事会で互選する。
 - (3) 常任理事は、大学事務局長の職にある者を充てる。
- (役員任期)
- 第8条** 役員任期は、2年とする。ただし、その子弟が第二部の学生である者の任期は3年とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。
 - 4 役員が辞任し、又は任期満了となった場合は、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行うものとする。
- (顧 問)
- 第9条** 振興会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会務について会長の諮問に応える。
- (会 議)
- 第10条** 振興会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - 3 会議の議事は、出席者及び委任状提出者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (議決事項)
- 第11条** 総会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 会則の制定及び改廃

- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他振興会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項の審議
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第12条 振興会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 第13条第1項第2号及び同条第2項に規定する会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) その他の収入
- (入会金及び会費)

第13条 正会員は、次の金額を入学時に一括納入するものとする。

- (1) 入会金 5,000円
- (2) 会費 ア その子弟が第一部の学生である場合
年額 5,000円の2年分
イ その子弟が第二部の学生である場合
年額 2,000円の3年分

2 賛助会員は、入会時に会費1口(1,000円)以上を納入するものとする。

(基金)

第14条 第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業の円滑な実施に資するため、振興会に、鹿児島県立短期大学振興基金(以下「基金」という。)を設けている。

2 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金管理運用委員会(昭和58年6月1日解散)に託した鹿児島県立短期大学後援会(昭和47年4月1日解散)の残余資産
 - (2) 第13条第1項第1号に規定する入会金
 - (3) 基金に参入することを指定された寄附金品
- (会計年度)

第15条 振興会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務所)

第16条 振興会の事務所は、鹿児島県立短期大学内におく。

(帳簿)

第17条 振興会は、常時次の帳簿等を事務所に備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿並びに預金通帳及び振興基金運用に関する帳票
- (4) 予算書及び決算書
- (5) 会議録

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、振興会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この会則は、昭和58年6月1日から施行する。
- 2 第7条第2号の規定にかかわらず、本会設立の初年度(設立年度という。以下同じ。)にあつては、会長及び副会長は設立総会で選出する。
- 3 第8条の規定にかかわらず、設立年度にあつては次の役員の任期は、次のとおりとする。
 - (1) その子弟が第一部2年次生の場合 任期1年
 - (2) その子弟が第二部2年次生の場合 任期2年
 - (3) その子弟が第二部3年次生の場合 任期1年
- 4 第13条の規定にかかわらず、設立年度に加入する者については、次の特例による。
 - (1) 入会金は2,000円とする。
 - (2) 会費は次のとおりとする。
 - ア その子弟が第一部2年次生の場合 年額5,000円の1年分
 - イ その子弟が第二部2年次生の場合 年額2,000円の2年分
 - ウ その子弟が第二部3年次生の場合 年額2,000円の1年分
 - (3) 入会金及び会費の納入の時期は、会長が別に定める。
- 5 第15条の規定にかかわらず、設立年度の会計年度は、この会則の施行の日から昭和59年3月31日までとする。